

～すぐそばにある安心～

シンポジウムと  
市民相談会

活用しよう！

# 川崎の成年後見制度

## 成年後見制度とは？

成年後見制度は、ご自身だけで判断をすることに不安がある方や困難な方に対し、意思決定の支援や財産管理などをおこなう制度です。

例えば、相続手続きをしたり、また、時には福祉サービスの契約をしたり、さらには悪徳な契約の取り消しをおこなったりと、さまざまな活用ができる制度と言えます。

今回は、実際に後見人活動をしている法律家や福祉の専門家による相談会と、制度の概要や川崎市で活動している関係者や家庭裁判所からの現状報告を講演とシンポジウムで行います。ぜひこの機会に、制度や市内の状況など知ってみませんか？

日時：平成21年12月5日（土）

シンポジウム 9:30～12:30（開場 9:00）

※先着180名様までとなります。あらかじめご了承ください。

- 基調講演 「成年後見制度とは ～制度概要と実情～」  
講師：若穂井透氏（弁護士、日本社会事業大学教授）
- シンポジウム 「すぐそばにある安心 活用しよう！川崎の成年後見制度」  
コーディネーター：若穂井透氏  
シンポジスト：竹村和男氏（横浜家庭裁判所川崎支部 主任家庭裁判所調査官）  
鈴木雅子氏（川崎市認知症ネットワーク副代表）  
平野光男氏（障害者生活支援センターらいむらいと所長：社会福祉士）  
石川恵美子氏（川崎市あんしんセンター所長：弁護士）

市民相談会 13:30～15:30

※予約制です。裏面の申込書でお申込みください。

場所：川崎市総合福祉センター（エポック中原）7階

※JR南武線武蔵中原駅下車すぐ（駅に隣接しています）

主催：川崎市成年後見制度連絡会

共催：川崎市 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

後援：横浜弁護士会

社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

特定非営利活動法人神奈川成年後見サポートセンター

社団法人神奈川県社会福祉士会

お問い合わせ

（福）川崎市社会福祉協議会

川崎市あんしんセンター

電話：044-739-8727

# 成年後見制度市民相談会 申込書

成年後見制度や権利擁護に関する相談をお受けします。

ご本人、ご家族はもちろん、お知り合いの方や、福祉従事者の方など、ぜひこの機会をご活用ください。相談内容等の秘密は厳守いたします。

- 日 時 平成21年12月5日(土) 13:30~15:30
- 場 所 川崎市総合福祉センター(エポック中原)7階 ※JR南武線武蔵中原駅下車すぐ(駅に隣接しています)
- 相談料 無料
- 相談員 内容に応じて弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等が担当いたします。
- 申 込 相談には事前の申込が必要です。ご希望の方は、下記申込書に必要事項を記入の上、

**11月20日までにFAXまたは郵送(当日消印有効)にてお申込ください。**

※ 定員を超えた場合は、お断りさせていただくこともありますのでご了承ください

※ 相談受付の決定次第、相談予約票送付先に「相談決定通知」を郵送させていただきます。その通知にて、相談時間をお知らせいたします。

- ◆ この申込書にご記入いただいた個人情報、今回の相談会限りの使用とし、他への転用はいたしません。

## 相談申込書

氏 名	関係:ご本人 ・ ご家族 ・ 福祉従事者
住所・電話番号	〒 TEL: FAX:
相談内容	1. 財産管理 2. 福祉サービスの利用契約 3. 遺産分割手続き 4. 成年後見制度の申立等 5. 任意後見制度 6. その他
相談したいことの 主な内容をご 記入下さい	
相談予約票 送付先	※上記住所と同一の場合は記入不要です。 〒

### ●お問い合わせ先・相談申込先

(福)川崎市社会福祉協議会川崎市あんしんセンター運営課

TEL:044-739-8727 FAX:044-739-8738

住所:〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター6階

(川崎市あんしんセンター運営課あて)